

広島県告示第百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県広島地域事務所建設局において、平成二十年三月十日までの間、縦覧に供する。

平成二十年二月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道高田沖美江田島線	江田島市沖美町三吉字榎原一三五番地先から 江田島市沖美町三吉字原一四五番地先まで	平成二〇年二月二五日